

スルトゾ、是ハ新聞ナリ、

〔筆のすさび〕四一鳥の巢より火出づる事

鳥の巢より火出づることあり、或は野にある焼土などのたきさしの竹木をくはえ來りて、屋上におとすことあり、筑前には村落の近きあたりに巢をつくらんとするをば、かならず追ひちらせよと、胥吏より觸れ知らせることありと、竹田器甫が話なり、

〔享保集成絲綸錄 二十〕享保五年四月

屋舖之内ニ鳶鳥鶇之巢有之候ば、勝手次第とらせ可申候、○中  
右之趣、向々江可被致物語候、尤例年右之通候旨可被達候、以上、

四月

享保十四四年三月

屋敷之内ニ鳶鳥鶇之巢有之候は、見當り次第、早速爲取可申候、向後は右之通可被相心得候、

三月

〔新撰字鏡〕木櫟○、巨列反、雞栖

〔和漢三才圖會四十四〕鳥之用櫟音、榘詩經、止、榘和名止

櫟、雞棲枝也、如脚細弱小鳥之櫟、用接骨木枝佳、

時穿垣栖雞也、凡鳥宿曰栖、禽經云、陸鳥曰栖、水鳥曰宿、獨鳥曰止、衆鳥曰集、佳在二于木上也

〔萬葉集二〕挽歌皇子尊○草壁宮舍人等、慟傷作歌二十三首、○中

鳥ト立グラ立カテ飼カヒ之雁カニ乃兒ノ栖立カヒ去者シ檀崗爾マ飛ヒ反來年カヘリノキ

〔萬葉集 十九〕八日○天ニ平ニ勝ヲ寶ヲ詠ヒ白大鷹歌

安志比奇之山坂超而○中枕マ附ラ都麻屋之内爾マ鳥座ノ由比須ウ惠ヒ氏ノ曾我飼シ眞白部マ乃多シ可カ